

工事成績評定制度の改正について

1 改正の背景と目的

本市の現行「建設工事成績評点要領」は、昭和59年の制定以来「出来形や工期」を重視した評価体系となっており、コンプライアンスの徹底や安全対策といった現場管理状況が評定に反映されにくい点が課題となっています。

こうした社会情勢や建設業を取り巻く制度変化に対応するため、評定項目および評価方法を全面的に見直しました。

本改正により、評価者の主観を排除した「数値化・定型化」された基準を確立し、発注者・受注者双方が納得できる「透明性・客観性の高い評価制度」を実現することで、更なる品質確保の推進を図ります。

2 評定方法の主な変更点

評価のバラツキを解消し、適正な評価を行うため、以下の仕組みを導入します。

(1) 「考査項目別運用表」の導入

評価基準を細分化・具体化し、統一された尺度で判断することで、評価のバラツキを解消します。

(2) 「施工プロセスチェックリスト」の活用

監督業務の標準化し、施工過程における現場管理状況（法令遵守・安全対策等）を適切に評定へ反映させます。

3 制度運用の主な改正点

受注者の皆様に関連する主な変更事項は以下の通りです。

(1) 評定対象金額の引き上げ

評定対象金額を50万円以上から130万円以上へ上げます。

(2) 評定結果の通知

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）適正化指針に基づき、施工業者へ工事成績評定結果を通知します。

(3) 評価体制の強化

新たに主管係長を評定者に加え、多角的な視点による厳正な評価体制を構築します。

(4) 設計金額に応じた運用表の区分け

小規模工事における負担軽減のため、設計金額により使用する運用表を区分します。

ア 設計金額500万円未満 「小規模考査項目運用表」を適用

イ 設計金額500万円以上 「考査項目運用表（土木又は建築）」を適用